第5号様式

民間事業者名簿

1 基本情報

登録番号	登録年月日 (変更登録年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業 主の有無
R6-1	令和6年4月30日	山奉株式会社	4.1-6 11.111	京都府綾部市多田町前路	0773-45-3874	無

注1 認定事業主とは、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の認定をうけた事業主をいう。

経営管理実施権の設定を受けることを希望する京都府内市町村

チェック欄						
府内全域						
(京都乙訓) チェック欄	(山城) チェック欄	チェック欄	チェック欄	(南丹) チェック欄	(中丹) チェック欄	(丹後) チェック欄
京都市	宇治市	木津川市	笠置町	亀岡市	福知山市	宮津市
向日市	城陽市	久御山町	和東町	南丹市	舞鶴市	京丹後市
長岡京市	八幡市	井手町	精華町	京丹波町	綾部市	伊根町
大山崎町	京田辺市	宇治田原町	南山城村			与謝野町

3 雇用の状況

作業	林業現場 作業職員数 (うち常用)			事務系等職員数 (うち常用)			雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無					
(人 人)	(0 0 人)		無無		無				
	社会・労働保険等への加入状況												
(林業現場			5災保险 系等職			険	健康保険		厚生年金保険		退職金共済等		等等
	1 人		0	人	1	人	1	人	0	人		1	人

注1 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、または4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除

森林経営管理法(平成30年法律第35号)第37条第2項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村のチェック欄にチェック(複数 注 1 可)

る事項を明らかにした文書のこと。

4 技術者の数

2010											
技術者数											
フォレスト ワーカー	フォレスト ワーカー フォレスト リーダー		٦ -	フォレストマネージャー		森林施業 プランナー		森林作業道 作設 オペレーター		技術士	:
	人		人		人		人		人		人
				技術者	数						
技能士		林業技士	£	森林総合管	理士	その他 ()) Ī	その他 ()	•		
	人		人		人		人		人		

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、(財)京都府林業労働支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。 注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力

を有する者のこと。

を有する者のこと。 注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。 注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。 注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。 注7 森林総合監理士とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

5 林業機械の保有状況

									現場	犬【登	録時】										
グラプ	ラツ	プロセ	アッサ	ハーイ	ベスタ	フォワ	ーダ	スイヤー	ング -ダ	タワーク	ーヤー	林内伯	乍業車	その (フォ リフ 1.5	ーーク フト	その()他)	そ(か他)	その(つ他)
	台		台		台		台		台		台		台	1	台	0	台		台		台

注1 1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

6 生産量の増加又は生産性の向上

(1)事業期間等

①目標とする事業年度: 令和10年度 (5 年後)

令和6年(2024年) 8月1日 ~ 令和11年(2029年) 7月31日

(2)事業量等

*未里守_				直ì	近3事業年度の実	績	目標とする事
事業区	区分	指標	内訳	直近の前々年 (令和2年度)	直近の前年 (令和3年度)	直近 (令和4年度) ※現状値	半年度の見込 (R10年度)
		面積	直営	3. 0	4. 0	6.0	8.0
		画傾 (ha)	請負				
		(===,	合計	3. 0	4.0	6.0	8.0
		材積	直営	859	1, 528	1, 833	5, 000
	主	(m3)	請負				
	伐		合計	859	0	1, 833	5, 000
		生産性	人工(人· 目)	400	600	500	
素材		【直営】	生産性 (m3/人日)	2. 1	2.5	3. 7	10. 0
生産		7*1≠	直営				
		面積 (ha)	請負				
		(IIa)	合計	0	0	0	0
		材積	直営				
	間	177 作貝 (m3)	請負				
	伐	(/	合計	0	0	0	0
		生産性	人工(人· 目)				
		【直営】	生産性 (m3/人目)	-	_	-	
	4-1-		直営				
	植 付	面積 (ha)	請負				
	1.1	(114)	合計	0	0	0	0
造林•	下	面積	直営				
保育	\(\)\	血傾 (ha)	請負				
	り		合計	0	0	0	0
	そ	面積	直営				
	(J)	曲項 (ha)	請負				
	他		合計	0	0	0	0

- 注1 目標とする事業年度は、応募申請者の事業年度とし、5年後の事業量等について記載すること。
- 注 2 事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請 日までの期間とする。
- 注3 直近3事業年度の実績および目標とする事業年度の見込を記載する。
- 注4 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックする。
- 注5 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下「直営施業」という)。
- 注6 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- 注7 素材生産に係る材積は丸太材積とすること。
- 注8 生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。
- 注9 人工には、生産作業に要した作業延人数を記載すること。なお、生産作業の範囲は「伐木・造材」および「集材」とし、集材は、山元土場における「はい 積」までとする。
- 注10 造林・保育のうち、「その他」には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

7 生産管理又は流通合理化等

(1)	適切な生産管理	取り組んでV る	1年以内に取り 取組む予定	り組む意向がある	
	・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	V		(年後)
	・作業システムの改善	V		(年後)
	・その他 ()			(年後)
(2)	原木の安定供給・流通合理化等				
	・製材工場等需要者との直接的な取引	~		(年後)
	・とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	V		(年後)
	・森林所有者や工務店等との連携	V		(年後)
	・その他 ()			(年後)
	上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述	してください	\ ₀		
	 携帯やパソコンにてスケジュール帳を作業者全員で共有し、進捗管理を行っす。 また、京都府森林組合連合会と原木の安定取引に関する協定を結び、計画的		\ Z		
	また、京都府森林組合建合云と原本の女足取りに関する協定を指い、計画的に	に山利して	<u> </u>		
8	造林・保育の省力化及び低コスト化	取り組んでい	、1年以内に取り 取	り組む音向	
	・伐採と造林の一貫作業システムの導入	3		がある (年後)
	コンテナ苗の使用				年後)
	• 低密度植栽				年後)
	・下刈りの効率化				年後)
	その他()				年後)
	上記のうち該当するもの (チェックしたもの) について、具体的内容を記述] てくださ!			1 (X)
	所有林における、高齢化した山林を対象に皆伐再造林を検討している。具体に	的には、1 ⁴	<u></u> F以内に低密度		
	テナ苗の使用、一貫作業システムの構築を試験的に行う予定としている。また度、下刈りの頻度を下げる。	た、ドロー)	/を活用し従来	その植栽密	
9	主伐後の再造林の確保	有している	1年以内に整備 整 する予定	がある がある	左後)
	・主伐および主伐後の再造林を一体的に実施する体制	取り組んでし	 、1年以内に取り 取	り組む音向	年後)
	・主伐後の適切な更新	3	(m 1	がある (年後)
	上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述	してください			
	基本的にすべて自社で実施する予定であるが、チェック体制を含め必要に応			見野に入れて	

地拵え、植林、下刈り等の造林作業に関しては、経験豊富な人材を確保し、主伐、再造林を一体的に実施していく 予定である。

10	生産や造林・保育の実施体制の確保	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満	実績なし
	・素材生産の事業実績	~			
	・造林・保育の事業実績				V
	上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述して	てください。			\neg
	近年、森林経営計画の策定に向けて、施業地の集約を進めており、面積を拡大	していく予定	としている	0	
11	伐採・造林に関する行動規範の策定等	策定等してい 1年	以内に策定 策 等する予定		
	・独自の行動規範等の策定	<u> </u>	寺 9 公丁/上	向がある	(年後)
	・所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	~			(年後)
	上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述し	てください。			_
	京都府の作成した、「主伐と再造林の一体的かつ適切な実施に向けたガイドラインにる。合法木材の供給に関して、事業者認定R5京木連第3号(合法木材・バイ定めるガイドラインに沿った、管理方針書を作成している。				
12	雇用管理の改善及び労働安全対策				
(1)	雇用管理の改善	取り組んでい 1年	以内に取り 取 組む予定	り組む意向 _がある_	
	・現場作業職員の常用化			V	(2年後)
	・現場作業職員への月給制の導入			V	(2年後)
	・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	~			(年後)
	・退職金共済への加入などの福利厚生の充実	~			(年後)
	・その他 ()				
(2)	労働安全対策 ・現場作業職員等への安全衛生教育	V			(年後)
	・労災保険への加入(一人親方組合等の特別加入を含む)	~			(年後)
	・リスクアセスメント				(年後)
	・防護具の着用の徹底	<u> </u>			(年後)
	・作業現場の安全巡回	~			(年後)
	・林業労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導			~	(2年後)
	その他((年後)
	(1)および(2)の該当するもの (チェックしたもの) について、具体的内容を記	述してくださ	۱,°		_
	①防護具を支給、着用を義務付けることで、現場作業員の安全を徹底している。 業での滑落等を予防している。また月一回の安全大会と現場での危険予知ミー に作業するようにしていく。②計画的な研修等の教育訓練の実施と退職金共済 ている。	ティングの情	報を常に共	有し、安全	全

	・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、または逮捕を経な を提起されたときから1年間を経過していない者である	いで公訴	はい		いいえ
	・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組 行われると認められない者である	が確実に			~
	・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である				~
	・11の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である				~
	・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若し 実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である	くは不誠			V
14	常勤役員の設置(※法人のみ)	設置している	設置に取り組 らむ意向がある		
	・常勤役員を設置している	V		(年後)
	現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。				

13 コンプライアンスの確保